

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長岡市長 磯田 達伸

市町村名 (市町村コード)	長岡市 (152021)
地域名 (地域内農業集落名)	大河津北・桐原 (小豆曾根、新長、竹森、鰐口、下桐、五分一、裕田、木島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

桐原では、法人や40～60代の耕作者が半数以上の農地を担っている一方で、大河津北では個人農家の割合が高く、年齢も60～70代の耕作者が半数以上を占める。圃場整備実施地域と未実施地域とあり、近隣集落に入り作・出作の農家も多い。作物は、水稻、施設園芸、大豆等を実施。法人では麦や大豆を栽培している。機械は各経営体個々で所有している状況。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落内で離農者の受け皿が無い場合は、近隣集落の担い手が受け皿となり、集落の農地を守っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	342.73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	342.73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者の受け皿として、認定農業者を中心に、集落を超えて担い手が集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
リタイヤする農家等からの農地の引き受けにあたっては、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
桐島桐原地区並びに、潟地区でほ場整備事業実施済である。その他の集落でも意向はあるものの、可能性を探っている状況。継続して取組について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域をあげて若手農業者を育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--